

## 第156号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第17条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けるときには、当該者には同条例の規定による補償は行わない。